

芝法人会の 26年度報告と 27年度計画について

芝法人会は公益社団化4年目を迎えました。今後、より充実した事業を行っていくため、当会のこれまでの経過とこれからの運営について、皆様にご理解をいただき、公益のためにご協力を賜りたいと思います。

会長
挨拶

公益社団法人 芝法人会 会長(代表理事) 北迫秀樹

[東京発送株式会社／代表取締役会長]

(公益財団法人 全国法人会総連合 理事)
(一般社団法人 東京法人会連合会 副会長)



当会の「平成26年度の事業活動」につきましては、その社会的使命を果たすべく、芝税務署をはじめとする関係各位のご指導のもと、「税務知識の普及」など、税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした事業を多数実施し、充実した法人会活動を展開できました。深く感謝申し上げます。

特には、「租税教育」関連事業に重点を置き、昨年11月の税を考える週間には、「租税教室」に「キッズニア東京での職業体験」や「小学校同士の相互交流授業」を組み合わせ、税の大切さや社会の仕組みを正しく理解し、将来に向かっての夢を育むことを支援することを目的とした「特別交流事業」を、同じ港区の麻布法人会と共催し実施いたしました。

「東京諸島」と「港区」の小学生児童を対象としたこの事業に関しましては、芝税務署、麻布税務署、港区教育委員会などの行政機関を

はじめとする多くの皆様からご後援・ご協力をいただき、また、会員を中心とする地域の皆様からは「特定寄附金」を多数お寄せいただきました。

参加された小学生児童の皆さんの瞳の輝きや笑顔、感動は、皆様方のご支援とご芳志があってこそ生まれたものであります。改めまして、心から御礼申し上げます。

スタートしております平成27年度は、東京都からの指導に基づき、より公益性と透明性の高い会運営をおこない、強く健全な財務基盤を築き、継続性の高い事業・活動を展開することにしております。

地域の皆様方と関係行政機関との間を適切に取り持つ「フィルター役」として存在し、地域に密着した公益社団法人として皆様のご期待にお応えできるよう努めてまいりますので、今後もご支援・ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

社会的使命(定款の事業目的)

創立65年

これからも、税務行政への積極的な貢献と、
企業経営者同士の親睦と交流を通じ、
地域企業が元気になる活動を進めます

税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とし、これらを達成するための事業を、主に芝税務署管内を中心として東京都内において行います。

- 1 税知識の普及を目的とする事業
- 2 納税意識の高揚を目的とする事業
- 3 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- 4 地域企業の健全な発展に資する事業
- 5 地域社会への貢献を目的とする事業
- 6 会員の交流に資するための事業
- 7 会員の福利厚生等に資する事業



▲法人会のキャラクター
けんたくん。

公益社団法人とは何か

『民による公益の増進を目指して』

社団法人は民間非営利部門の重要な主体であり、よりいっそうの健全な発展が求められています。

平成20年12月施行の新公益法人制度に基づき、従来の社団法人(民法第34条に基づいて設立された約13,600社)のうち、認定法に定められた基準を満たしていると「公益認定」を受けた法人だけが「公益社団法人」へと移行しました。

当会は、平成23年12月1日に東京都へ移行認定申請をおこない、平成24年3月22日に東京都知事から認定を受け、同年4月1日に「公益社団法人芝法人会」として登記しました。

- ※公益目的事業に要する費用が、事業費及び管理費の合計額の50%以上であることが見込まれる
- ※公益目的事業を行うのに必要な「経理的基礎」を有する
- ※事業を行うための技術や専門的能力をもつ人材や設備などを有する
- ※事業を行うにあたって特定の者に社会通念からみて合理性を欠くような利益や優遇を行わない
- ※このほか、「収支相償であること」「遊休財産額が制限を超えないこと」など、認定基準を満たしていること

※詳しくは、国(内閣府)及び都道府県公式の総合情報サイト「公益法人information」をご覧ください。

公益社団法人芝法人会 定款(抜粋)

第3章 会員

(資格)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 芝税務署管内に所在する法人(管内に事業所を有する法人を含む)で、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者
 - (2) 特別会員 この法人の事業を賛助するため入会した法人、法人の事業所又は個人
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員又は特別会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、入会することができる。

(会費)

第7条 会員は、総会の決議を経て、別に定めるところにより会費を納入するものとする。

よろしくね!



公益社団法人 芝法人会 年会費一覧表

平成27年4月1日現在

会費の種別

種別	資本金	年会費
1	百万円未満	6,000円
2	百万円以上	12,000円
3	5百万円以上	18,000円
4	1千万円以上	24,000円
5	3千万円以上	30,000円
6	5千万円以上	36,000円
7	1億円以上	54,000円
8	公益法人、社団法人・財団法人等、医療・宗教・学校法人等、認定NPO法人等、各種組合等、外国法人、その他資本出資を有しない法人	12,000円
9	支店、営業所、出張所	12,000円
10	島嶼地区	3,000円
11	子会社(関連会社)	※1
12	特別会員	※2

※1 子会社(関連会社)の年会費額に関する、資本金別の細分規定

資 本 金		年 会 費
(11-A)	～3,000万円未満 3,000万円以上～1億円未満	規定額の50%
(11-B-1)	(1) 課税対象給与と所得者100名未満	規定額の50%
(11-B-2)	(2) 課税対象給与と所得者100名以上	規定額
(11-C)	1億円以上～	規定額

【参考】

正会員：芝税務署管内に所属する法人(管内に事業所を有する法人を含む)で、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者

※2 特別会員:正会員の諸条件に当てはまらない、当会の事業を賛助するため入会した法人、法人の事業所または個人(※a)

- 法人(12-A)・個人(12-B)のいずれの方も入会できます。
- 所在地・住所等は問われません。
- 年会費は資本金等に関係なく、一律12,000円となります。
- 総会における議決権がございません。

※a 「支店、営業所、事業所」の場合、下記に該当する法人は、「特別会員」となります。(12-C)

- ①芝税務署管内に本店がある場合で、その本店が会員の場合は、「特別会員」となる。
- ②芝税務署管外に本店がある場合で、その支店等が正会員となっているときは、1支店を正会員とし、その他の支店については、「特別会員」となる。



会員の皆様からお預かりした会費は、税務行政支援等の公益事業を通じて、世の中のために役立っています。

平成26年度 事業報告・収支決算報告

会員の異動に関する事項

- ・平成26年4月1日 会員数3,537社(前年度3,758社)
⇒新規加入[増]73社(前年度72社)
⇒年度中の倒産、解散、休業及び、管外転出等による退会 [減]204社(前年度293社)
※転出(36社)の内、他会に紹介した法人数15社(会員紹介制度)
- ・平成27年3月31日 会員数3,406社



- [事業報告]
- 公益目的事業
- ⇒経常費用81,128千円
- ⇒予算対比103.3%
- ⇒開催回数143回
- ⇒参加実績57,048名(内一般31,546名 一般参加55.2%)
- ⇒参加者1人当たり経常費用1,422円



- ・ 公益目的事業の内訳
- 「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業(18号事業)」
- ① 経常費用51,281千円 ② 予算対比97.4% ③ 開催回数123回 ④ 参加実績55,500名(内一般30,924名)
- 「地域社会の健全な発展を目的とする事業(19号事業)」
- ① 経常費用29,847千円 ② 予算対比115.2% ③ 開催回数20回 ④ 参加実績1,548名(内一般622名)

正味財産増減計算書内訳表

(平成26年4月1日から平成27年3月31日) (単位:千円/端数処理あり)

	公益目的事業会計		その他の事業会計		法人会計		合 計	
	年度予算	実 績	年度予算	実 績	年度予算	実 績	年度予算	実 績
受取会費	16,500	16,423	0	0	66,000	65,694	82,500	82,117
受取寄附金	2,500	1,515	0	0	0	0	2,500	1,515
その他収益	21,410	21,707	2,770	4,436	1,700	2,289	25,880	28,432
経常収益計	40,410	39,645	2,770	4,436	67,700	67,983	110,880	112,064
事業費	78,521	81,128	4,931	7,599	0	0	83,452	88,727
管理費・会議費					25,978	21,372	25,978	21,372
経常費用計	78,521	81,128	4,931	7,599	25,978	21,372	109,430	110,099
当期経常増減額	▲38,111	▲41,483	▲2,161	▲3,163	41,722	46,611	1,450	1,965

※公益目的事業比率 年度予算:71.8% 実績:73.7%

貸借対照表

(平成27年3月31日現在) (単位:千円/端数処理あり)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
1. 流動資産	19,093	24,123	△5,030
2. 固定資産	474,849	476,845	△1,996
① 基本財産	194,729	191,729	3,000
② 特定資産	135,822	131,173	4,649
③ その他固定資産	144,298	153,943	△9,645
資産合計	493,942	500,968	△7,026
1. 流動負債	15,509	23,681	△8,172
2. 固定負債	8,609	9,150	△541
負債合計	24,118	32,831	△8,713
正味財産合計	469,824	468,137	1,687
負債及び正味財産合計	493,942	500,968	△7,026

『第4回 通常総会』等の開催について

日頃は、当会事業の推進に格別のお力添えを賜りまして厚くお礼申し上げます。
さて、当会は、平成26年度事業につきまして、会員各位のご協力により、無事終了いたしました。つきましては、
「定款第13条の規定」に基づき、下記のとおり『第4回 通常総会』を開催いたします。
会員の皆様におかれましては大変ご多忙とは存じますが、
万障お繰り合わせの上、何卒ご出席下さいますようお願い申し上げます。

日 時

平成27年 6月9日(火)
午後4時20分～5時30分 (受付開始:午後3時50分)

会 場

「八芳園」1階 “ジュール”
(港区白金台1-1-1/TEL 03-3443-3111)

『第4回 通常総会』

議 案:平成26年度 事業報告及び収支決算報告(案)承認の件
報告事項:平成27年度 事業計画及び収支予算報告の件

通常総会開催前「八芳園」にて

◆「平成27年度 第1回 特別講演会」

講師:田原 総一郎 氏 演題:「時代を読む」 時間・会場:午後2時30分～3時45分・1階“ジュール” ※参加費無料

通常総会終了後「八芳園」にて

◆「感謝状贈呈式」

時間・会場:午後5時40分～5時55分・1階“ジュール”

◆「懇親会」

時間・会場:午後6時10分～7時15分・3階“チャット”

※懇親会費[10,000円]

振込先銀行名 みずほ銀行 新橋支店 口座番号 (普通口座)0510771

口座名義 公益社団法人 芝法人会(コウエキシャダンホウジン シバホウジンカイ)

※6月2日(火)までにお振り込み願います。(手数料は各自ご負担ください)

※キャンセルの場合は、必ずその旨を記載のうえ、事前にFAX連絡願います。

<注>6月4日(木)正午以降のキャンセルには、懇親会費全額をお支払いいただきます。

※「感謝状贈呈式」までのご出席については、懇親会費は必要ありません。



※「第4回通常総会 議案書」は4月28日(火)午後1時頃から、「当会ホームページ」に開示いたしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

(議案内容に変更があった場合には、速やかに「当会ホームページ」に開示いたします)

※ご出欠回答ならびに委任状のご提出につきましては、6月2日(火)までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点などがございましたら下記へお問合せください
公益社団法人 芝法人会「事務局」 TEL 03-3453-6351

平成27年度の会運営について

I.平成27年度活動理念

【大原則】

1. 東京都の通達等ならびに全・東法連の方針に則す。
2. 平成26年度からの繰越準備預金額を減少させないよう、平成26年度の公益目的事業比率を堅守する。
3. 損益計算書ベースでの収支相償（収支均衡）予算とする。

【重点項目】

財政安定化に向けて、会員維持活動ならびに寄附金募集活動を推進する。そのためには、遍く広く、地域社会からいっそうの信頼を得る必要があるため、次の各事項を重点項目とする。

- (1) 芝税務署、東京都ならびに港区との連絡・協調を密にし、関係行政機関と地域社会とのパイプ役としての立場をいっそう明確にするための事業・活動を行う。
- (2) 他の芝税務署関係民間団体との連絡・協調を密にし、特に「税務広報活動」ならびに「租税教育関連事業」について連携を強化する。
- (3) 特に公益事業及び広報活動について、地域社会のニーズを調査し、その結果を踏まえ、事業・活動の「目的・求める効果・対象者・内容」を見直し、更なる充実を図る。
- (4) 会員維持（加入勧奨）活動にあたっては、特に4つの部会の各部会員数の増加を目指す。そのためには、対象者が求める専門性や関心のある事業の実施に重点を置き、一般参加者の増加を図る。
- (5) 大原則である公益目的事業比率の堅守と、主務行政庁への適正な対応については、「事務局」の存在がいっそう重要となる。公益社団法人に関する法令等に規定される技術的能力を有する体制を堅持する。会員数と会費収入の減少等の当会の現状を考慮し、今後の会運営について危機感を持ち、法人会組織の持続可能性を高めるための事業及び活動を展開する。

II.基本方針

1.「税務行政への協力」

2.「租税負担の合理化」

3.「経理知識の普及」

4.「公益と社会貢献」

5.「会務運営の円滑化」

III.主要事業計画

1.税知識の普及を目的とする事業

① **税務研修会** <対象:会員・一般／年間20回程度開催(他申込状況に応じ適宜追加開催)>

【目的】法人税、消費税、相続税、資産税等の国税を中心に研修テーマに取り上げ、正しい税知識を身につける。講師は、芝税務署各部門担当官に依頼する。

② **新設法人説明会** <対象:芝税務署管内に新たに設立された全法人を対象／年間10回程度開催>

【目的】新たに法人として設立された企業に対し、必要な諸届け等の手続きをはじめ、事業の開始に際して法人税法上の留意点等についての理解を促すことを目的として実施する。講師は、芝税務署各部門担当官等が行う。

③ **決算法人説明会** <対象:芝税務署管内の決算月を迎えた全法人を対象／年間13回開催>

【目的】決算月を迎えた法人に対し、税制改正事項等決算手続きを行うにあたり留意点等を説明し、適切な法人税等の申告が行われることを目的として実施する。講師は、芝税務署各部門担当官等が行う。

④ **公益法人説明会** <対象:芝税務署管内の決算月を迎えた公益法人を対象／年間1回開催>

【目的】決算月を迎えた公益法人に対し、税制改正事項等決算手続きを行うにあたり留意点等を説明し、適切な法人税等の申告が行われることを目的として実施する。講師は、芝税務署各部門担当官等が行う。

⑤ **租税教育** <対象:港区及び島嶼地区を中心とした小学生／適宜開催>

【目的】港区及び島嶼地区を中心とした小学生を対象に「租税教室」を開催する。講師が小学校に訪問して行う「租税教室」と、小学生が芝税務署に署内見学と同時にを行う「移動租税教室」を実施する。講師は、専門研修を受講した青年部会役員が中心となり担当する。この他「みなと区民まつり」等の地域イベントにおいて、税についてのゲームコーナーを併設し、参加者に対して税の啓蒙活動を行う。

⑥ **女性部会税務研修会** <対象:会員・女性部会員・一般／年間1回開催>

【目的】税務に特化したテーマを選定し実施する。講師は、公認会計士等に依頼する。本年度は、東法連女連協第一ブロック共催事業として開催し、「税に関する」研修内容にて実施する。

⑦ **源泉部会税務研修会** <対象:会員・源泉部会員・一般／年間6回開催>

【目的】主に源泉所得税等に関する適正な取り扱いを研修のテーマに取り上げ、企業の実務担当者としての資質の向上に努める。講師は、芝税務署法人課税部門担当官に依頼する。

⑧ **調査部法人部会税務研修会** <対象:会員・調査部法人部会員・一般／年間2回開催>

【目的】東京国税局調査部所管法人を対象に、「税制改正・法人税に関する適正な取り扱い」等をテーマに取り上げ、法人の実務担当者としての資質の向上に努める。また、開催時には、大企業向けの「e-Tax普及促進」のPRを行う。講師は、東京国税局担当官や税理士に依頼する。

2.納税意識の高揚を目的とする事業

① **「税についての作文」「税に関する絵はがき」コンクール** <対象:港区及び島嶼地区を中心とした小学生／適宜開催>

【目的】港区を中心とした小学生に対し「税についての作文(租税教室を実施した小学生が対象)」 「税に関する絵はがき」の募集を行い、優れた作品を表彰する。将来の社会を支える小学生に、税についての啓蒙活動を通じて意識啓発の機会を提供する。

② **「税を考える週間」特別講演会** <対象:会員・一般／年間1回開催>

【目的】「税を考える週間」行事の一環として、政治・経済・経営をテーマとした講演会を開催する。講師はその分野の専門家や著名人に依頼する。なお、聴講者には正しい税知識の普及、納税意識の高揚並びにe-Taxの利用率向上等の税についての啓蒙活動を行う。

③ **地域での税務情報広報(関係民間六団体)** <対象:一般／年間1回開催>

【目的】「みなと区民まつり」において、当会を含む関係民間六団体による税に関するクイズ等のブースを出展する。イベント参加者に対し、税についての広報物(e-Taxチラシ、ノベルティ等)の配布を行う。

3.税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

① **税制改正要望事項に関する税制アンケート** <対象:会員・一般／年間1回実施>

【目的】税に関する調査研究及び情報の収集を目的として、税に関する要望・意見について、アンケートの実施とその取りまとめを行う。

4.地域企業の健全な発展に資する事業

① **経営者・実務者研修会(税理士による税務研修会)** <対象:会員・一般／年間2回開催>

【目的】「税理士視点からの注意すべき税務」等をテーマにした内容で、経理担当者等の資質の向上に努める。講師は税理士に依頼する。

② **源泉部会研修会** <対象:会員・源泉部会員・一般／年間3回開催>

【目的】社会保険、労働保険等及び人事部門等の向け研修会を実施し、企業の実務担当者としての資質の向上に努める。講師は、社会保険労務士等に依頼する。

③ **調査部法人部会研修会** <対象:会員・調査部法人部会員・一般／年間2回開催>

【目的】東京国税局調査部所管法人を対象に、「国際財務報告基準」等をテーマに取り上げ、法人の実務担当者としての資質の向上に努める。講師は、公認会計士や税理士に依頼する。

5.地域社会への貢献を目的とする事業

① **地域イベントにおける租税教育・税務広報** <対象:一般／適宜開催>

【目的】「みなと区民まつり」、「ふれあいどうぶつえん」等の地域イベントにおいて、税についてのゲームコーナーを併設し、参加者に対して税の啓蒙活動を行う。また、税務情報チラシ等の配布を行い税務行政支援に貢献をする。

② **環境保全(省エネルギー)に関する事業** <対象:会員・一般／年間3回程度開催>

【目的】地球温暖化対策報告書の提出の促進に資する、環境保全に関する研修会・講習会の開催や、地域イベントにおいて、「節電に関するPR(チラシの配布)」 「緑化対策に関するPR(花の種・球根配布)」を実施し、環境保全並びに省エネ活動への意識啓発を行う。

③ **東京諸島と港区の小学生児童限定「税と社会の仕組みを知る」特別交流事業** <対象:港区及び東京諸島を中心とした小学生・一般／適宜開催>

【目的】育成支援及び地域活性化を目的とし、港区及び東京諸島小学校との交流を「租税教室」「職場体験」等を通じて実施する。

6.会員の福利厚生等に関する事業 ならびに 会員の交流に資するための事業

① **会員限定研修会**

【目的】会員限定とした研修会を実施し、会員の満足度向上を図り、会員維持につなげる。研修内容は、法人の業種・規模等を絞り込み、より深い研修内容とする。

② **新入会員歓迎会**

【目的】過去3年間に入会した会員を対象に、会員相互の交流を図る。

今後の「芝法人会」の取り組み

1.当会は東京都・東法連と連携して、「職域での健康づくり」を推進します。

2.当会は港区と連携して、中小規模事業所の省エネ対策を支援しPRします。



寄附活動について

当会は、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした、次の公益事業を精力的に実施しております。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業



これらの事業に必要な資金は、主に会員の方々の会費を充てておりますが、今後、更にその内容の拡大・充実を図るには、寄附金が必要です。

皆様からお預かり致します寄附金は、当会の「寄附金等取扱規程」に則り、公益事業に有効使用させていただきます。

なお、当会は、東京都知事から「公益社団法人」としての認定〔認定日は2012年（平成24年）3月22日、法人登記日は同年4月1日〕を受けておりますので、当会への寄附金には、特定公益増進法人（※）としての税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられます。また、税額控除に係る証明を取得しておりますので、個人様の寄附については前記（所得控除）とのいずれか一方を選択いただくことができます。

※すべての「公益社団法人」は、特定公益増進法人と位置づけられています。

昨年度に引き続きまして、本年度も“租税教育関連事業”、“環境保全・省エネルギー関連事業”などの中から使途を特定し、一定期間に限って行う「特定寄附金」につきまして募金活動を予定しております。（一般寄附金につきましては、随時募集しておりますので、事務局までお問い合わせください）

詳細が確定次第、速やかに当会ホームページ等にて広報いたしますので、当会の事業活動にご理解とご賛同をいただき、公益目的事業の更なる充実と推進のため、是非ご寄附をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

▶ 寄附金等取扱規程（抜粋）

第1条 本規程は、公益社団法人芝法人会（以下「本会」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定める。

第2条 本規程において掲げる次の寄附金用語の意義は、当該各号のとおりとする。

（1）一般寄附金

本会会員を含む広く一般社会に、常時募金活動を行うことにより受領する寄附金

（2）特定寄附金

本会会員を含む広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金

（3）特別寄附金

前各号のほかに、個人又は団体から使途を定めて受領する寄附金

2 前項寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

第3条 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を本会定款第4条に規定される公益目的事業に使用しなければならないが、残額については、法人会計に充てることができる。

第4条 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、本会定款第4条に規定される公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めるものとする。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

第5条 特別寄附金は、寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。

第8条 本会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

第9条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

※本規程の全文は当会ホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

皆様のご理解と特定寄附金が支える

「税と社会の仕組みを知る」特別交流事業

当会では、子ども達への「租税教育活動」に精力的に取り組んできました。平成26年度は、「税の大切さと社会の仕組みを知ってもらうこと」「東京諸島と港区の小学生同士の交流機会を創出すること」を目的とし、従来の「租税教育活動」に「キッズニア東京での職業体験」と「東京諸島と港区の小学生児童同士の交流活動」を加えた「特別交流事業」を実施しました。

本事業は子ども達が将来に向かって夢を育むことの一助となるように継続的に開催していきたいと考えております。皆様にはご理解とご賛同をくださいますようお願い申し上げます。

平成26年度の特別交流事業

2014 TAX WEEK 「税を考える週間」協賛企画（開催日：平成26年11月12日・13日）



1 東京諸島と芝浦小の 小学生合同租税教室

in 芝税務署

【参加児童数113名】

芝税務署での租税教室は、税の大切さを考えるいいきっかけとなりました。また、東京諸島の子ども達にとっては、100名を越す人数で行う授業に感動があったようです。



2 港区内の 公立小学校見学

in 港区立芝浦小学校

【参加児童数18名】

児童数の増加にともない新校舎へと生まれ変わった芝浦小学校見学は東京諸島の子供達にとって、驚きの連続でした。また、子ども達にも増して、父兄の皆様が校舎に興味を持ち、様々な質問が飛び交いました。



3 職業・社会体験による キャリア教育

in キッズニア東京

【参加児童数約200名】

キッズニア東京での職業・社会体験には、東京諸島と港区全域の小学生約200名が参加しました。子ども達は体験を通じて、働くことの意義や将来就きたい職業について、楽しみながら考えたようです。



4 東京諸島と本村小の 小学生スポーツ交流

in 港区立本村小学校

【参加児童数79名】

東京諸島と本村小学校の子ども達の交流授業では、タグラグビーで体を動かし、汗を流しながら親交を深めました。子ども達は、思い出とともに、たくさんの友達ができたようです。

平成27年度の特別交流事業（予定）

平成27年度は「税を考える週間」中と、4月から夏休みまでの間の2つのプランに分けて、実施します。

【必須プログラム】	租税教室
【選択プログラム】	・芝税務署での職場見学 ・企業の見学・職業体験 ・区内小学生児童との交流

5月28日〔木〕

【参加校】利島村立利島小学校、港区立御成門小学校（②のみ）

【プログラム】①芝税務署での租税教室（職場見学）
②御成門小との交流授業

6月4日〔木〕

【参加校】大島町立つばき小学校

【プログラム】①芝税務署での租税教室（職場見学）
②（株）フジ・メディア・ホールディングスの見学

11月11日〔水〕

【参加校】八丈町立三根小学校、八丈町立大賀郷小学校、八丈町立三原小学校、港区立本村小学校（③のみ）

【プログラム】①芝税務署での租税教室（職場見学）
②キッズニア東京での職業体験※
③本村小との交流授業

11月12日〔木〕

【参加対象】港区立小学4～6年生児童 150名

【プログラム】キッズニア東京での職業体験※

11月13日〔金〕

【参加対象・参加校】東京諸島の小学6年生児童 15名（各島ごとに指定した人数枠）、港区立御田小学校（③のみ）

【プログラム】①芝税務署での租税教室（職場見学）
②キッズニア東京での職業体験※
③御田小との交流授業

※「税を考える週間」中のみ税務署職員を体験するアクティビティ（人数制限あり）等設置予定。

東京都港都税事務所からのご挨拶



本年4月1日付で港都税事務所所長に就任しました大隈です。北迫会長をはじめ芝法人会の皆様には、日頃から税知識の普及や税務広報のほか租税教育やエルタックスの利用拡大など、都の税務行政にお力添えいただいておりますこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。港都税事務所としましても引き続き適正かつ公正な税務行政を推進していく所存ですので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

東京都港都税事務所 所長 大隈 雅英



4月1日付で港都税事務所副所長に就任しました佐伯です。芝法人会の皆様には、日頃より東京都の税務行政に関してご理解とご協力を頂き、また、税務行政の広報活動においても多大なご協力を頂き、ありがとうございます。今後も、納税キャンペーン、租税教育等、法人会の皆様のご協力のもと、税務署、港区、及び地域の方々と連携して税務行政へのご理解と信頼確保に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

東京都港都税事務所 副所長兼総務課長 佐伯 文博

information

港都税事務所

5月は自動車税の納期です

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。平成27年度の自動車税納税通知書は、5月1日(金)に発送します。6月1日(月)までに金融機関、コンビニエンスストア等でお納めください。詳細は、HPまたは下記問い合わせ先へ。

お問い合わせ先 ●東京都自動車税コールセンター ▶ TEL.03(3525)4066

6月は、固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)

6月30日(火)までに、お手元の納付書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等でお納めください。今年度からクレジットカードでも納付できます。口座振替、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキングでも納付可能。詳細は、HPまたは下記問い合わせ先へ。

お問い合わせ先 ●【口座振替】徴収部納税推進課口座振替係 ▶ TEL.03(3963)2177

●【固定資産税・都市計画税】港区にある物件について
港都税事務所 ▶ TEL.03(5549)3800(代表)

インフォメーション芝税務署

平成27年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、次のとおり「平成27年度税務職員採用試験」を行います。興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

受験資格

- ①平成27年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成28年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

申込書交付期間

- ※できるだけ、インターネットで申込みをしてください。
- ①インターネットによる申込書のダウンロード／平成27年5月11日(月)～7月1日(水)
【インターネット申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html> からダウンロードすることができます】
 - ②郵送・持参申込用／平成27年5月11日(月)～6月24日(水)(土・日曜日は除く。)

申込書受付期間

- ①インターネット／平成27年6月22日(月)～7月1日(水)
【インターネット申込先 <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】
- ②郵送又は持参／平成27年6月22日(月)～6月24日(水)

受験申込先

人事院関東事務局 〒330-9712 さいたま市中央区新都心1-1

試験日

- ①第1次試験／平成27年9月6日(日)
- ②第2次試験／平成27年10月14日(水)～10月23日(金)のうち、指定する日

※詳細については、お気軽に芝税務署・総務課(TEL.03-3455-0551 内線2004)までお尋ねください。

東京国税局は新庁舎に移転しました

新庁舎所在地等

所在地／〒104-8449 東京都中央区築地5丁目3番1号 電話番号／03-3542-2111(代表)

最寄りの交通機関

都営地下鉄大江戸線.....築地市場駅 A2・3出口 徒歩1分
東京メトロ日比谷線.....東銀座駅 3・5・6番出口 徒歩7分
東京メトロ日比谷線.....築地駅 1・2番出口 徒歩8分



東京国税局新庁舎

